

総務省政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見等の概要について

内閣府所管の独立行政法人に対し、「平成19年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見」が平成20年11月26日に、また、「契約の適正化に係る意見」が本年1月7日に、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会から内閣府独立行政法人評価委員会あて提出されました。

また、平成20年3月末に中期目標期間が終了した国民生活センター及び北方領土問題対策協会に対し、「中期目標における業務の実績に関する評価の結果についての意見」が平成20年11月26日に、内閣府独立行政法人評価委員会あて提出されました。

以下にそれぞれの概要を示します。

1 「平成19年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見(年度評価の2次意見)」

(1) 所管法人共通意見

【評価の基準の明確化等】

貴委員会においては、評価結果をわかりやすく説明するために、これらについて考慮した説明を行うべきである。

- i) 同一の評価事項であっても、法人によって、評価単位が詳細なもの・概括的なものが混在している。
- ii) 複数の業務を併せて設定する場合において、各業務のウエイトの付け方が不統一である。
- iii) 評価に際して、目標の設定（進捗）が法人の努力によるものか、外的要因によるものかがあいまいである。
- iv) 評価記号の意味する標語として「おおむね」等の多義的な用語が使われているが、その意味が不明確である。

【保有資産】

各府省の独立行政法人評価委員会の中には、整理合理化計画において処分等することとされている資産以外の資産についても、主要な固定資産についての固定資産一覧表等に基づく監事監査や減損会計の情報等を活用した評価を行っているところもあり、今後、法人の保有資産の見直しの取組に関する評価を行う際には、このような取組も参考にしつつ評価を行うことが望ましい。

【官民競争入札等】

各府省の独立行政法人評価委員会の中には、評価項目の評価指標の一つに「官民競争入札等の活用について、検討が適切に行われているか。」を設定して評価を行っているところなどもみられる。今後、官民競争入札等の活用に関する評価を行う際には、このような取組も参考にしつつ評価を行うことが望ましい。

【内部統制（コンプライアンス体制の整備）】

各府省の独立行政法人評価委員会の中には、コンプライアンス体制の整備状況の評価にとどまらず、コンプライアンスを実践するための具体的手引き書である「コンプライアンス・マニュアル」の策定及び活用、職員に対する研修の実施、内部監査結果等のマネジメントレビューへの反映等の状況を明らかにさせて評価を行っているところもある。内部統制に係る今後の評価に当たっては、このような取組も参考にしつつ、内部統制の体制の整備状況の評価のみならず内部統制のために構築した体制・仕組みの運用状況についての評価を行うことが望ましい。

【給与水準及び総人件費改革】

給与水準の評価に当たっては、以下のような取組を行う必要があると考える。

国家公務員と比べて給与水準の高い法人について

① 給与水準の高い理由及び講ずべき措置についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか

② 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られるものとなっているかという観点からの検証を行い、給与水準の適正化に向けた法人の取組を促す評価を行う

また、総人件費改革については、これまでの取組の状況と5年間で5%以上の削減を確実に達成するための展望を明らかにした上で法人の取組を促すことが必要であると考えられる。一横断的な分析結果は別紙2のとおり一

今後の評価に当たっては、当該個別法人についての意見を踏まえるとともに、個別に指摘した法人に限らず内閣府所管法人について、別紙2に記載の考え方を踏まえて評価に取り組みたい。

(2) 個別に指摘すべき意見のある法人

【国民生活センター】

① 内部統制について、平成19年度の評価結果をみると、監事は監査計画に基づき監査を実施し、本法人の業務運営状況についての的確に把握していると評価がされているものの、コンプライアンス体制の整備状況の評価は行われていない。今後の評価に当たっては、コンプライアンス体制の整備状況の評価を行うべきである。

② 本法人の給与水準は、119.2と国家公務員の水準を上回っている。評価結果において「前年度に比べて、国家公務員の給与水準に近づいたと認められるが、今後とも国民の理解が得られるものとなるよう努められたい」と記載されている。

しかしながら、給与水準が高い理由として、①職員の勤務地や学歴構成、②管理職割合の高さが挙げられているものの、これら法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。今後の評価に当たっては、国民の理解が得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

【北方領土問題対策協会】

内部統制について、平成19年度の評価結果をみると、監事は監査計画に基づき監査を実施し、本法人の業務運営状況についての的確に把握していると評価がされているものの、コンプライアンス体制の整備状況等については言及されていない。今後の評価に当たっては、当該取組に関する評価についても言及すべきである。

【沖縄科学技術研究基盤整備機構】

19年度の評価結果をみると、施設整備については、「年度計画の記載どおりに着実に実施されている」としてA評定（満足のいく実施状況）とされている。一方、19年度の決算報告書においては、19年度の施設整備予算約44.2億円のうち、約23億円は次年度に繰り越されており、このことと施設整備の進捗との関連性について評価結果において言及されていないことから、評定理由がわかりにくいものとなっている。今後の評価に当たっては、より厳格な評価を行うとともに、評定理由をより分かりやすく説明すべきである。

(3) 契約の適正化に係るものについて

【契約に係る規定類に関する評価結果】

3法人については、表3—(1)のとおり、会計規定等において、国の契約の基準と異なる規定が設けられているが、このような規定が設けられていることの適切性について、評価結果において言及されていない。今後の評価に当たって、評価結果において明らかにするよう留意されたい。

【随意契約見直し計画の実施・進捗状況等に関する評価結果】

北方領土問題対策協会については、表3—(2)のとおり、当該法人における競争性のない随意契約の金額について、平成19年度実績が18年度実績と比較して増加しているにもかかわらず、この原因等の検証結果が、評価結果において言及されていない。今後の評価に当たっては、随意契約の金額が増加している原因等の検証結果についても評価結果において明らかにするよう留意されたい。

【個々の契約の合規性等に関する評価結果】

沖縄機構については、表3—(3)及び資料のとおり、①平成19年度における一般競争入札のうち応札者が1者の件数が2者以上の件数を超過している。かつ、②本法人の1者応札率について本法人が該当する法人類型の平均の1者応札率を超過して

いる。1者応札率が高い法人については、競争性・透明性の確保の理由等の説明を踏まえた検証が必要であると考えるが、評価結果において言及されていない。今後の評価に当たっては、法人の業務を勘案した上で、一般競争入札において制限的な応札条件が設定されていないかなど、競争性・透明性の確保の観点からより厳格な検証を行い、必要に応じ、改善策の検討などを促すとともに、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

なお、契約事務に係る執行体制の評価については、各法人の業務特性、契約事務量（契約金額・件数等）及び職員規模などを勘案した上で、当該体制が契約の適正実施確保の観点から有効に機能しているかについて留意されたい。

2 平成19年度に中期目標期間が終了した国民生活センター及び北方領土問題対策協会に対する「中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果についての意見」

勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び効率化が、的確な業務の進捗と併せて推進されるよう、貴委員会は、毎年度の厳格かつ的確な評価に努められたい。